

ブロック塀等耐震化促進事業補助制度の概要

道路通行人等の第三者に被害を与えるおそれのある道路（赤道、通路も含む）に面した、倒壊または転倒の危険のあるブロック塀（60cm以上）等の改修（撤去・改善）の工事に要する費用の一部を補助する制度です（※工事前に申請が必要です）

補助の対象と内容

種 類	対 象 工 事	補 助 額
(撤去) ブロック塀等の 撤去事業	地震発生時に倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等を撤去する工事 ※ブロック塀の場合は、原則ブロック部分の高さ60cm以上のもの	当該事業に要する経費（見積金額）と基準額（8,900円/m）とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内とし、1敷地につき10万円を限度とする。
(改善) ブロック塀等の 改善事業	緊急輸送路・避難路・避難地沿いのブロック塀等を安全な塀に改善する工事	当該事業に要する経費（見積金額）と基準額（38,400円/m）とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内とし、1敷地につき25万円を限度とする。 ※撤去費用は、経費に含まれません。

※対象工事の詳細については、お問い合わせください。

補助金額の計算例 【長さ10mのブロック塀等を撤去する場合】

見積金額 100,000円 基準額 8,900円/m × 10m = 89,000円
 100,000円 > 89,000円
 89,000円 × 1/2 = 44,500円 ⇒ 補助金額 44,000円

補助金の申請書類

交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
1. 補助金交付申請書 2. 事業計画書 3. 工事見積書の写し 4. 位置図 5. 撤去（改善）前の配置図、 6. 撤去（改善）前の写真 《改善》の場合は、上記に加えて、計画図（配置図、平面図、立面図、及び断面図）	1. 実績報告書 2. 撤去（改善）後の全景写真 3. 領収書の写し 4. 請求書 《改善》の場合は、上記に加えて、工事の工程写真、及び完成図面（配置図、平面図、立面図、及び断面図）

☆注 意☆

- ※ 補助金交付決定前に、ブロック塀等の撤去、改善に着手した場合は、補助金の交付が受けられません。必ず着工前に都市計画課と相談のうえ、補助金の交付申請をしてください。
- ※ 原則、危険なブロック塀等は基礎を除き全て撤去してください。